規約変更について (芦田川ダム洪水調節機能協議会)

令和4年6月2日

芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約(案)

第 1 条 名 称

本会議は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 15 条の 9 に基づき組織することとし、「芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

第2条目的

協議会は、芦田川中・下流域で大規模な氾濫が発生することを前提として、中国地方整備局、広島地方気象台、広島県、福山市、府中市が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

第3条協議会の構成

- 1. 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。
- 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて 別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることがで きる。

第 4 条 幹事会の構成

- 1. 協議会に幹事会を置く。
- 2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種検討、調整を行う ことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5. 事務局は第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ 又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現

するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の 取組方針を作成し、共有する。

- 三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第6条 ダム部会

- 1. 芦田川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。
- 2. ダム部会は、部会設置要網に基づき、会議運営を行うものとする。

第 子 6条 会議の公開

- 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2. 幹事会は原則非公開とする。

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

第 🕹 8 条 事務局

- 1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2. 事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所で行う。

第 49 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第 44 10 条 附 則

本規約は、平成28年11月30日から施行する。

平成30年 3月27日一部改正

令和 元年 5月29日一部改正

令和 2年 4月 9日一部改正

令和 2年 6月15日一部改正

令和 4年 月 日一部改正

別表1(委員)

福山市長 府中市長 広島県土木建築局長 気象庁 広島地方気象台長 国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長 国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所長

別表2(幹事)

福山市総務局総務部参与防災担当部長福山市建設局建設管理部建設政策課長府中市危機管理監府中市建設部土木課長府中市建設部土木課長広島県土木建築局道路河川管理課長 気象庁 広島地方気象台防災管理官国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所副所長国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所専門官

【河川法】

利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設

- ダムによる洪水調節は従来より有効な治水対策であるが、近年の水害の激甚化・頻発化により、治水ダムに加え、利水ダムの洪水調節への活用が求められている。
- 電力会社等の事業者が設置・管理する利水ダムで実施されている<u>事前放流の取組を継続的なものとするため、関係者による協議の場について、法的枠組が必要。</u>

【改正概要】

河川管理者、利水者(電力会社等)、流域自治体等で構成される「ダム洪水調節機能協議会」(仮称)制度 を創設

(協議会設置)

一級河川:設置必須

二級河川:設置任意

(構成員)

- •河川管理者
- ·利水者(電力会社等)
- •関係都道府県知事
- ・関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が 必要と認める者

(協議事項の例)

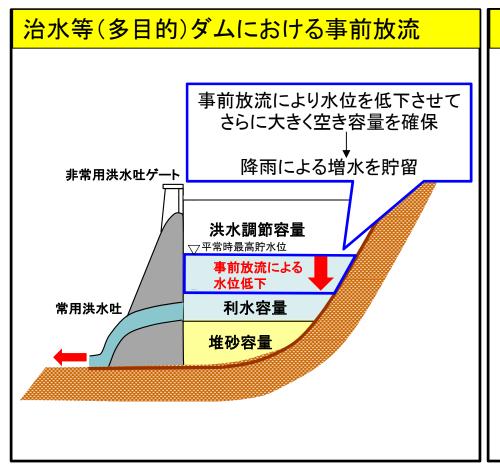
- •河川管理者と利水者等による治水協定の締結
- ・ソフト・ハードー体となった利水ダムの洪水調節機能 強化に向けた取組の工程表の作成

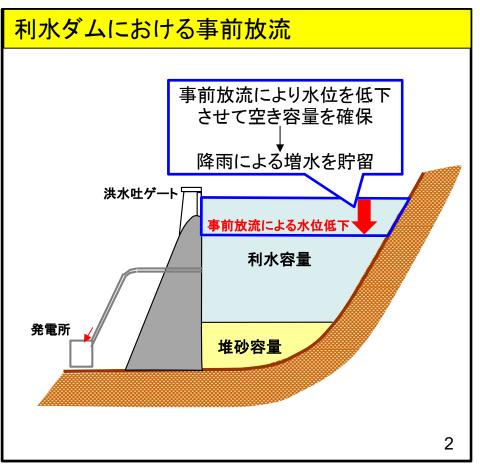


構成員は協議に応じなければならない 構成員は協議結果を尊重

(参考)ダムの使い方を見直し、洪水を貯める機能を強化する方法

- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量も活用して、河川の氾濫による被害を 軽減する取組を関係省庁と連携して実施。
- 水力発電、農業用水、水道等のために確保されている容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることが見込まれる場合に、大雨の時により多くの水をダムに 貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げておく 「事前放流」が必要。





(参考)関係省庁の連携による事前放流の実施の枠組み

- 水力発電、農業用水、水道など水利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムを対象として、 ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を政府として策定(令和元年12月)
- 基本方針に基づき、令和2年の出水期から、新たな取り組みとしてダムの「事前放流」を実施

〇既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議 (令和元年11月26日設置)

(構成員)

議長: 内閣総理大臣補佐官(国土強靭化等)

議長代理: 内閣官房副長官補(内政) 副議長: 水管理·国土保全局長

構成員: 医薬・生活衛生局長(上水道)

農村振興局長(農業用水道)

経済産業政策局長(工業用水道) 資源エネルギー庁長官(水力発電)

気象庁長官

オブザーバ:内閣府政策統括官(防災担当)

〇既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(抜粋) (令和元年12月12日)

台風第19号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、 ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダ ムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係 省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、 本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、 以下の施策について早急に検討を行い、<u>国管理の一級水系に</u> ついて、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、 都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系 の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行してい くこととする。

取組経緯

(令和元年)

- ・11月26日 政府に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検 討会議」を設置
- ・12月12日 政府として既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針を策定

(令和2年)

- ・ 4月22日 事前放流ガイドラインを策定(国土交通省)
- ・ 5月末 ダムのある1級水系(99水系)において治水協定に 合意
- ・8月末 ダムのある2級水系のうち、近年に水害が生じた 水系や貯水容量が大きなダムがある水系(86水系)に おいて治水協定に合意

令和2年の出水期から新たな運用(治水協定に基づく 事前放流)を開始

・福山河川国道事務所では、R2.4.9にダム部会を設置。 →R3.5.10流域治水関連法の公布により、ダム部会に代わる 「芦田川ダム洪水調節機能協議会」をR3.9.30に設置。 今後は、活動内容を「芦田川水系大規模氾濫時の減災対策 協議会」内にて報告する。

芦田川水系ダム洪水調節機能協議会 規約

第1条設置

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 51 条の 2 に基づくダム洪水調節機能協議会として、「芦田川水系ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

第2条目的

協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量 を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係 利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪 水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

第 3 条 協議会の対象ダム

協議会は、芦田川水系における八田原ダム、御調ダム、四川ダム、山田川ダム、野間川ダム、三川ダム、藤尾ダム、京丸ダム、神田大池、服部大池、川井谷調整ダムを対象とする。

第 4 条 協議会の構成

- 1. 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3. 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の者(関係行政機関等)に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 5 条 幹事会の構成

- 1. 協議会に幹事会を置く。
- 2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5. 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にあるもの以外の者(関係行政機関等)に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第 6 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一.事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二. 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三. 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。

- 四. 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五. 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた 技術・システム開発に必要な協議。
- 六. その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

第7条 協議会資料等の公表

- 1. 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、 公表するものとする。

第8条事務局

- 1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2. 事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所で行う。

第9条雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第10条 附 則

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

別表1(委員)

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所長

農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長

広島県土木建築局長

広島県農林水産局長

三原市水道事業 三原市長

福山市長

福山市上下水道事業管理者

府中市水道事業管理者の権限を行う者の中市長

世羅町長

広島中部台地土地改良施設組合管理者

三原市大和町神田土地改良区 理事長

服部大池水利組合 管理者

広島地方気象台 広島地方気象台長

別表2(幹事)

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所 副所長

国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所 専門官

農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長

広島県土木建築局 道路河川管理課長

広島県土木建築局 河川課長

広島県農林水産局 農業基盤課長

三原市 水道部 部長

福山市 北部建設産業課 福山市市民局北部支所北部建設産業課長

福山市 上下水道局 水づくり課長

府中市 上水下水道課 上水下水道課長

世羅町 総務課 総務課長

広島中部台地土地改良施設組合 農業施設課長

三原市大和町神田土地改良区 担当理事

広島地方気象台 防災管理官

芦田川水系治水協定

一級河川芦田川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。)は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)(以下「基本方針」という。)に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム(以下「既存ダム」という。)の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用 (以下、「事前放流等」という。)により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。

なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き 続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。

- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水 調節に利用可能な容量(以下、「洪水調節可能容量」という)は、別紙の 通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて 増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の 範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする(該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、この協定に基づき、ダム 管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省中国地方整備局は、気象庁から芦田川水系に関わる「台風に関する気象情報(全般台風情報)」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・中国地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要 と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう 伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。 国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量 が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量(水位低下量)の考え方

・事前放流の量(水位低下量)は、洪水調節可能容量の範囲において、次の とおりとすることを原則とする。

基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。

・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降 雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急 時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明ら かにして共有する。

4. 情報共有のあり方

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前 放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの 方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流	各者が、国土交通省の共有システ
量(リアルタイムの値)	ムを利用(掲示・閲覧)
事前放流を実施するにあたっての	ダム管理者が、気象庁から発表さ
気象情報 (降雨予測手法等)	れる気象情報(降雨予測手法等
	(GSM・MSM 等)) のいずれを利
	用しているかについて、中国地方
	整備局(河川管理者)へ情報提供
	(集約)
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システ
	ムを利用(掲示・閲覧)
避難に係る準備・勧告・指示の発令	各者が、広島県の防災情報サイト
状況	等を利用(掲示・閲覧)

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

・事前放流の実施後、2.(2)に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報(ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の

水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

・効果的な事前放流(限られた期間にできる限りの放流をすること)を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書13通を作成し、各者は記名押印の上、各 自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所長

農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長

広島県土木建築局長

広島県農林水産局長

三原市水道事業 三原市長

福山市長

福山市 福山市上下水道事業管理者

府中市水道事業管理者の権限を行う者 府中市長

世羅町長

広島中部台地土地改良施設管理組合管理者

三原市大和町神田土地改良区 理事長

服部大池水利組合 管理者

ダム	洪水調節容量	洪水調節可能容量**	基準降雨量
	(万 m3)	(万 m3)	(mm)
八田原ダム	3,400	2,510.5	235
御調ダム	360	21.0	155
四川ダム	100	28.1	189
山田川ダム	46	2.07	158
野間川ダム	19.4	0.47	176
三川ダム	0	109.5	
藤尾ダム	0	55.0	
京丸ダム	0	3.3	
神田大池	0	0	
服部大池	0	0	·
川井谷調整ダム	0	4.7	

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

		水位を低下させた状態により
ダム	水位を低下させた状態とする	確保可能な容量※
	貯水位運用を行う期間	(万 m3)
三川ダム	6月16日~10月20日	109.5
京丸ダム	6月16日~10月20日	3.3